

| | 柏市 | 我孫子市 | 松戸市 | 流山市 | 野田市 | 印西市 | 佐倉市 |
|----------------------|---|--|---|--|---|---|--|
| 検査開始日 | H24.04.18 | H23.12.21 | 市民持ち込みはH24年9月3日から 自家栽培農産物はH24年2月から（農政課） | H24.07.17 | 消費者庁（4次）が導入されH24年10月18日開始 | H24.06.04 | H24.03.09 |
| 測定器 | ①米国製CAPINTEC社 CAPTUS-3000A NaI(Tl)シンチレーション検出器 ●消費者庁貸与（第2次） 1台 ●検出限界値（測定20分） 500mマリネリネリ容器使用時 セシウム137：10Bq/kg セシウム134：10Bq/kg ②スウェーデン王国ガンマデータ・インストルメント社GDM-12 ●消費者庁貸与（第4次）1台 ●検出限界値 20分測定時のセシウム137の検出限界値は12.9Bq/kg ●測定時間20分 →ベクレルセンターからのレンタルは終了 | フィンランド製トライアスラーベクレルファインダーNaI(Tl)シンチレーション検出器 ●消費者庁貸与（第1次） ●検出限界値（測定40分） ・500mマリネリ容器使用時 セシウム137：10Bq/kg セシウム134：7Bq/kg ・10マリネリ容器使用時セシウム137：9Bq/kg セシウム134：6Bq/kg ●測定時間40分 | 日本製TN300Bベクレルモニター（㈱テクノエービー）NaI(Tl)シンチレーション検出器 ●市が購入 地方消費者行政活性化基金を流用 1台 ●検出下限値セシウム137 V-5容器630ml使用時 10分：16Bq/kg 20分：10Bq/kg 10マリネリ容器使用時 10分：7Bq/kg 20分：5Bq/kg | 米国製EMF211型ガンマ線スペクトロメーター ●市が購入 1台 ●検出限界値（測定15分）500mマリネリ容器使用時 セシウム137： 5.8Bq/kg セシウム134：6.4Bq/kg 10マリネリ容器使用時セシウム137：2.5Bq/kg セシウム134：3.0Bq/kg ●測定時間 食品30分 水45分 | スウェーデン王国製ガンマデータ・インストルメント社NaI(Tl)シンチレーション検出器 GDM-12 ●消費者庁貸与（第4次） ●検出限界値 セシウム137が約7.3Bq/kg(10マリネリ容器で1時間のバックグラウンド、測定20分) | 韓国製NUCARE MEDICAL SYSTEMS RAD IQm FS300 NaI(Tl)シンチレーション検出器 ●消費者庁貸与 1台 ●検出限界値（測定30分）20Bq/kg | 日立アロカメディカル CAN-OSP-NAI NaI(Tl)シンチレーション検出器 ●市が購入 2台 ●消費者庁貸与（測定15～20分）25Bq/kg |
| 検査体制 | ●所管：消費生活センター ●従事者：①㈱アトックスに委託 ②市 職員 ●検査日：基本として月～金曜 ●検査場所： ①アトックス ②中央体育館 ●受付：中央体育館（予約時の指定日時） ☆中央体育館では持ち込み者の見学可 | ●所管：商業観光課（消費生活センター） ●従事者：㈱セレス（電力中央研究所の協力会社）に委託（受付から結果報告まで） ●検査日：基本として月～金曜 ●検査場所：電力中央研究所内 ●受付：我孫子駅前セレス事業所 ☆申し込み対象者は市内事業者も含む | ●所管：消費生活課 ●従事者：シルバー人材センターに委託 ●検査日：基本として月～金曜 予約日の朝に持ち込み ●検査場所：東部クリーンセンター ●受付：京葉ガス内消費生活課（自家栽培の受け付けは同ビル農政課） | ●所管：コミュニティ課消費生活センター ●従事者：臨時職員 ●検査日：基本として月～金曜 ●検査場所：消費生活放射能検査室 ●受付：検査予約時間の10分前に持ち込み 1時間後に結果受け取り。1日7検体まで | ●所管：環境保全課 ●検査日：火、金曜日 ●受付：検査予約前日に環境保全課へ持込み | ●所管：経済政策課 ●従事者：市職員 ●検査日：基本として月～金曜 ●検査場所：本笠支所 ●受付：予約日の午前中持ち込み（結果は後日） | ●所管：農産物は農政課 測定システムは環境保全課 ●予約は農政課 持ち込み場所は環境保全課 ●従事者：職員 ●検査日：金曜1時～4時 ●検査場所：佐倉東小学校市教育センターと白井南中学校の2か所（結果は後日） |
| 検査内容(セシウム134・137を対象) | スクリーニング検査 ●対象品：食品及び飲料物（土壌は対象外）一般流通品、井戸水、母乳も可 ●量：食品700g、飲料水550ml以上 ●無料 | スクリーニング検査 確定検査は実施しない ●対象品：食品及び飲料物（土壌は対象外）一般流通品、地下水、母乳も可 ●量：500g、500ml以上 ●無料 ☆検体はみじん切りにしてください | スクリーニング検査 確定検査は実施しない ●対象品：流通食品及び飲料物 井戸水も可 ●量：500g、飲料は1ℓ以上 ●無料 | スクリーニング検査 確定検査は実施しない ●対象品：市内で消費される流通品、自家菜園、飲料井戸水を含む食品及び飲料物（土壌は対象外） ●量：500ml 飲料は1ℓ以上 ●無料 | 簡易測定 ●対象品：自家栽培による農産物、市販品、水道水を除く井戸水、お茶、母乳など ☆市販品は購入店舗、日時等詳細を申請 ●量：食品650ml 飲料水1200ml 井戸水は4日間汲み置き ●無料 | 確定検査は条件により国民生活センターに依頼 ●対象品：農産物、流通品、井戸水、湧水、母乳も可（土壌は対象外） ●量：500ml、飲料は1ℓ ●無料 | ●対象品：出荷販売目的で生産した農産物、家庭菜園、農業に供する土壌、堆肥（購入品やいいたき物、食料品は除外） ●量：1.5kg（以前は2kgだった） ●無料 |
| 通知・公表 | ●直接または郵送 ☆②は再検査の必要がない場合、即日受け取り可 そのほかは、4日後以降（土日祝日等を除いて） ●HP ●広報（随時） ☆データは4エリア別 ☆流通品・非流通品の別を表示、販売店情報は無い | ●直接または郵送 ●HP ●広報 ☆データは6エリア別 流通品は表示 販売店情報は無い | ●直接または郵送 ●市民持ち込み品はH25年4月からHPに掲載 地域別に表示 | ●直接 ●HP | ●郵送 ●HP 地域別に表示 | ●直接または郵送 ●HP ☆流通品は表示 市外は市名や県名を表示 | ●直接または郵送 FAX ●広報 ☆自家農産物、家庭菜園等は非公開 |
| 放射性物質が検出されたとき | ●放射性セシウム134、137の合計が50Bqを超えたとき・・・㈱アトックスに委託 ゲルマニウム半導体検出器による確定検査実施。消費者庁、千葉県県民生活課に報告 ☆ゲルマニウム半導体検出器：ORTEC社 GEM-20P4-70 検出下限値セシウム134、137合計20Bq/kg ●放射性セシウム134、137の合計が基準値を超えたとき・・・ 【流通品】消費者庁、千葉県県民生活課、柏保健所に報告 【自家消費など】申請者に報告 広報で公表 | ●放射性セシウム134、137の合計が50Bqを超えたとき・・・消費者庁、千葉県県民生活課に報告 【自家消費など】希望者に対し、ゲルマニウム半導体測定機器による精密測定を実施 ●放射性セシウム134、137の合計が基準値を超えたとき・・・ 【流通品】消費者庁、千葉県県民生活課、衛生部局等に報告 【自家消費など】申請者に報告 広報で注意喚起 | ●放射性セシウム134、137の合計が基準値を超えたとき・・・購入先の確認 消費者庁、千葉県県民生活課、松戸保健所に連絡 広報掲載は検討中 ※井戸水は自家消費と同じ扱い | ●放射性セシウム134、137の合計が50Bqを超えたとき・・・消費者庁、千葉県県民生活課に報告 ●本人希望により、国民生活センターに精密検査を依頼（ゲルマニウム半導体検出器による）（H24.11.7） ●放射性セシウム134、137の合計が基準値を超えたとき・・・消費者庁、千葉県県民生活課に報告（流通品の場合、衛生部局等にも報告） 申請者に報告 検査結果はHPにて公表 | ●放射性セシウム134、137の合計が50Bqを超えたとき・・・本人希望により国民生活センターに精密測定を依頼（ゲルマニウム半導体検出器による） ●出荷品以外は個人に任せる | ●放射性セシウム134、137の合計が50Bqを超えたとき・・・県、消費者庁に報告 ●本人希望により国民生活センターに精密測定を依頼（ゲルマニウム半導体検出器による） ●出荷品以外は個人に任せる | ●県に報告 |
| 一般流通食品の自治体による測定 | ●市場流通品、市内加工品について、柏市保健所が買い上げ測定（千葉県薬剤師会検査センターに委託 ゲルマニウム半導体検出器）☆測定はセシウム134、137 ●基準値を超えた場合 【流通品】製造所を管轄する自治体に通報 【加工品】法に基づき回収 | | | | | | |